各 位

会社名 アンジェス MG 株式会社 代表者 代表取締役社長 山田 英 (コード番号 4563 東証マザーズ) 問い合せ先 経営企画部長 鈴木 文彦 電話番号 03-5730-2480

ストック・オプション(新株予約権)付与に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対し、下記の要領によりストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認を求める議案を、平成22年3月30日開催予定の当社定時株主総会に提案することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

- 1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由 当社の従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員の当社に対する経営参画意識を高め、 企業価値向上へのインセンティブを一層高めることを目的とするものであります。
- 2. 新株予約権発行の要領
 - (1) 新株予約権の割当てを受ける者 当社従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員
 - (2) 発行する新株予約権の目的たる株式の種類及び数

普通株式 1,000 株を上限とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を 調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない 新株予約権の目的たる株式の数のみについて行い、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

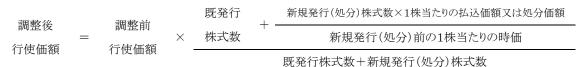
調整後株式数=調整前株式数×分割(併合)の比率

- (3) 発行する新株予約権の総数 1,000 個を上限とする(新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は1株)。
- (4) 新株予約権の発行価額 無償で発行する。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して払込をすべき金額(以下、「行使価額」という。)は、新株予約権1個につき、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引の成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、計算により生じる1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の当日の東京証券取引所における当社普通株式の終値(当日に取引が無い場合は、その日に先立つ直近日の終値)を下回る場合には、当該終値を行使価額とする。

また、行使価額は、新株予約権の発行後、時価を下回る価額で新株の発行を行う場合又は時価を下回る価額での自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。)(以下、両者あわせて「新規発行(処分)」という。)は、次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。なお、算式中「既発行株式数」には、新規発行(処分)の前において当社が所有する自己株式数は含まない。



また、新株予約権の発行日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの 効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数 は切り上げる。

(6) 新株予約権の行使期間

本定時株主総会の決議日の翌日より2年を経過した日から当該決議日後 10 年以内の範囲で、取締役会が定めるものとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)が当社の従業員もしくは 当社子会社の取締役又は従業員の地位を失ったときその他本定時株主総会決議及び取 締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する契約(以下、「新株予約権割当 契約」という。)所定の事由に該当するときは、新株予約権を行使できない。ただし、同契約 に基づき新株予約権を失効しない旨の承認を事前に得た場合は、この限りではない。また、 新株予約権者が死亡した場合において当該新株予約権者の死亡時に失効していない新 株予約権については、その相続人は新株予約権割当契約の定めに従い新株予約権を行 使できるものとする。

新株予約権者は、新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定することができないものとする。

その他の権利行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるところによる。

(8) 新株予約権の取得事由及び条件

以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- ④ 当社が発行する全部の株式を内容として譲渡による当該株式の取得について当社の 承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤ 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社 の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその 全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

なお、新株予約権者が権利行使の条件を満たさずに新株予約権の全部又は一部を行使できなくなった場合には、取締役会の決議をもって当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができる。

また、新株予約権者がその有する新株予約権の全部又は一部について権利放棄を行った場合には、取締役会の決議をもって当該権利放棄された新株予約権についても、無償で取得することができる。

(9) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については取締役会の決議による承認を要する。

(10) 組織再編行為時の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換 又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織 再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」とい う。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第1項第8号イから ホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に 基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再 編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編 対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、 新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ 交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(2)に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記(5)で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後払込金額に本号③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記(6)に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の 効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記(6)に定める新株予約権を行使することがで きる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備 金に関する事項

下記(11)に準じて決定する。

- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承 認を要するものとする。
- ⑧ 新株予約権の取得条項 上記(8)に準じて決定する。
- (11) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に 関する事項
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社 計算規則第 17 条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、 計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、本号①記載の資本金等増加限度額から本号①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (12) その他

新株予約権に関するその他詳細な事項については、新株予約権の募集事項を決定する 当社取締役会において定めるものとする。

- (注) 上記の内容については、平成22年3月30日開催予定の当社定時株主総会において承認可決されることを条件といたします。なお、上記の内容が当社定時株主総会において承認可決された場合の当社の潜在株式総数は、以下のとおりです。
 - 1. 現在の潜在株式総数 7,327 株
 - 2. 今回の増加潜在株式数 1,000 株
 - 3. 增加後潜在株式総数 8,327 株

以上